

透析用タクシー利用券の制度概要

透析用タクシー利用券（人工透析分）は、江別市人工透析患者通院交通費助成規則に基づき、通院に係る経済的負担の軽減を目的として交付しているもので、タクシーを利用する場合、小型車又は普通車基本料金相当額を助成する制度（最大90枚）です。

《ご利用できるタクシーは》

札幌ハイヤー事業協同組合加盟各社のタクシー及び江別市近郊各社の介護タクシーとなっておりますので、乗車時にご確認ください。

《助成する金額は》

小型車又は普通車基本料金相当額（初乗り料金）です。（一部の会社で異なります。）

《ご利用方法は》

- * 人工透析のために通院する場合には限られます。
- * 運賃支払の際、利用券を乗務員にお渡しください。（1回に使える枚数は1枚です。）運賃の総額が上記基本料金相当額を超える場合は、その差額をお支払ください。
- * 身体障害者手帳を乗務員に提示してください。

《利用券の有効期間は》

4月1日から翌年の3月31日までです。

《届出について》…

- * 次の場合は、必ず届出されますようお願いいたします。
 - ◆ 住所・氏名が変わったとき
 - ◆ 長期入院となったとき、施設へ入所したとき
 - ◆ お亡くなりになったとき



《その他》

- ※ 福祉タクシー利用券又は自動車等燃料費助成券の交付を受けている方は、対象になりません。
- ※ タクシー利用券の交付は各年度1冊です。
- ※ 紛失・破損した場合、再発行はできませんので、取り扱いにご注意ください。（未使用が明らかで、汚損等による現物を持参した場合のみ再発行が可能です。）
- ※ この制度とは別に、タクシー乗車時に身体障害者手帳を提示すれば、利用料金の割引（1割引）を受けることができますので、乗車時にご確認ください。

問い合わせ先 〒067-8674
江別市高砂町6番地
江別市役所福祉課障がい福祉係

TEL 381-1031
FAX 381-1073